

## 吹田市地域自立支援協議会設置要領

### (目的)

第1条 障がい者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に定める障がい者及び障がい児）が、自立し安心して日常生活や社会生活が営むことができる地域社会の実現に向け、支援体制等に関する諸課題について、地域の障がい福祉関係機関等（以下「関係機関等」という。）が協議・協働することで、障がい者等への包括的な支援ネットワークの充実を図ることを目的として、同法第89条の3の規定に基づき吹田市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う場とする。

- (1) 地域の障がい者等への支援体制に関する課題の整理、共有及び構築に関すること。
- (2) 地域の関係機関等の連携強化、包括的なネットワーク体制の構築に関すること。
- (3) 障がい者相談支援事業の事業運営に関する評価・活動等に関すること。
- (4) 障がい福祉サービス事業所等の運営及び活動等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項。

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる組織をもって構成する。なお、協議会の全体会議には委員を配置し、別表1に掲げる関係機関等から、市長が選任する。

- (1) 全体会議
- (2) 運営事務局会議
- (3) 地域会議
- (4) 専門部会
- (5) 当事者会

### (任期)

第4条 委員の選任期間は、2年とする。ただし委員がかけた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

2 委員は、再度選任することができる。

### (会長及び副会長)

第5条 委員に、会長及び副会長各1名を置き、互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の選任期間は、委員の選任期間とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (全体会議)

第6条 全体会議は、会長が招集する。会長が欠けたときは、副会長が招集し、会長及び副会長がともに欠けたときは、市長が招集する。

- 2 会長が全体会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 全体会議は、年1回以上開催し、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 全体会議は、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 第2条各号に掲げる事項に係る課題や解決策等について、第3条第2号から第5号に掲げる組織から報告を受け、地域課題等について情報を共有し、地域の障がい者等への包括的な支援ネットワークの整備に向けて、関係機関等の連携強化を図ること。
- (2) 第2条所管事項に掲げる事項に係る課題や解決策等について、第3条第2号から第5号に掲げる組織から報告を受け、必要に応じて吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会と情報の共有等連携を図る。

(運営事務局会議)

第7条 運営事務局会議は、別表2に定める者で構成する。

- 2 運営事務局会議は、必要に応じて開催する。
- 3 運営事務局会議は、次の各号に掲げる役割を担う。
  - (1) 全体会議等の運営について必要な整理等を行うこと。
  - (2) 地域会議から抽出された地域課題について内容を勘案し、必要な整理等を行うこと。
  - (3) 必要に応じて専門部会を設置すること。

(地域会議)

第8条 地域会議は、地域課題を抽出しこれを整理し、地域の障がい者等への包括的な支援ネットワークの整備に向けての取組を行う。

- 2 地域会議に参画する者は、議題に応じて決定する。
- 3 地域会議は、年2回以上開催する。

(専門部会)

第9条 協議会は、必要に応じ、第2条に関する特定の事項について調査及び研究を行うために専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第2条に関する特定の事項にかかわる関係機関等の実務担当で組織する。
- 3 専門部会の設置及び統廃合は、1年ごとに運営事務局会議において障がい者等支援の動向を踏まえて決定する。

(当事者会)

第10条 当事者会は、第1条の目的を果たすため、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 第2条に掲げる事項に係る課題や解決策等について、地域会議及び専門部会と連携すること。
- (2) 地域の障がい者等との連携を図ること。
- (3) 障がいに関する理解啓発の取組を行う。
- 2 当事者会は、障がい者等及びその家族で構成する。
- 3 前項は、公募により選定し、任期は第4条に定める期間とする。

(意見の聴取等)

第11条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉室において処理をする。

(個人情報保護)

第13条 協議会等の委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 吹田市地域自立支援協議会運営要領は（平成20年12月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要領施行後、最初の委員となった者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱又は任命のあった日から平成24年4月30日までとする。

附 則

この要領は、平成24年9月3日から施行する。

附則

この要領は平成25年2月28日から施行する。

附則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成30年5月1日から施行する。

附則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領の施行の日以後、第10条第2項及び第3項の規定は令和4年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領の施行の日以後最初に選任される当事者会委員の任期は、第10条第3項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係) 全体会議

	構成員種別
1	当事者及び家族
2	障がい福祉サービス事業者
3	福祉関係団体
4	就労支援関係者
5	学校関係者
6	医療関係者
7	警察又は消防
8	司法関係者
9	学識経験者又は障がい福祉制度に精通している者
10	行政機関

別表 2 (第 7 条関係) 運営事務局会議

	構成員種別
1	地域会議の関係者
2	障がい者相談支援センター
3	福祉部障がい福祉室担当者